

**「オール三重！全力応援サイト」にかかる広報および利用促進実施業務委託
企画提案コンペ参加仕様書**

1 業務の目的

新型コロナウイルス感染拡大による生活様式の変化により、EC を活用した物品購入が増加し、今後も高いレベルで EC 需要は推移するものと考えられます。そこで、県産品の販売・流通を促進し、消費喚起を図るため、通販ポータルサイト「オール三重！全力応援サイト『三重のお宝マーケット』」（以下「お宝マーケット」という。）を活用し、各種メディアでの広報による認知度向上を図るとともに、お宝マーケット内での販売促進キャンペーンの実施により県産品の消費拡大をめざします。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

「オール三重！全力応援サイト」にかかる広報および利用促進実施業務

(2) 業務内容

別添「オール三重！全力応援サイト」にかかる広報および利用促進実施業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 17 日（金）まで

3 契約上限額

10,950,500 円（消費税及び地方消費税を含みます）

4 企画提案コンペ参加者の資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税滞納している者でないこと。
- (6) 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、委託者からの要請により速やかに対処できる者であること。

5 質問の申請及び回答に関する事項

(1) 本件に関する質問（企画提案の手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の企画提案及び契約に関する一切の事項）がある場合は、次のとおり文書により行うこと。

ア 申請期限 令和4年5月30日（月）12時まで（必着）

イ 提出場所 下記21に示す所属

ウ 提出方法 質問申請書（第3号様式）を電子メールにより提出

※ 質問申請書を電子メール送信したときは、必ず上記イまで電話にて着信の確認をしてください。

(2) 質問内容に対する回答は、令和4年6月2日（木）17時までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載します。

なお、質問申請提出の有無にかかわらず、企画提案書等提出前には質問内容に対する回答ページをご確認ください。

6 提出を求める企画提案書等の内容

次に掲げる企画提案書類は、日本産業規格（JIS）A列4番（A4サイズ）を使用（A列3番（A3サイズ）による折り込み可）し、提出書類の部数は（1）～（3）に示すとおりとすること。

また、様式は指定しているものを除き任意とし、指定しているものは当該指定様式により提出すること。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式） 1部

※次に掲げるいずれかの書類も1部添付。

① 法人にあっては、「登記簿謄本」又は「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、「代表者事項証明書」の写し

② 個人にあっては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の「登記されていないことの証明書」の写し

※ 企画提案コンペの参加に関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は委任状（第2号様式）を添付。

(2) 企画提案書 8部（正本1部、副本7部）

企画提案書には、業務仕様書の内容を踏まえ、効果的なPRの取組内容と実施理由を明記し、以下の内容を簡潔に示してください。

また、企画提案書は、両面印刷のうえ長辺を綴じて50頁以内で作成し、それぞれに以下の項目ア～クごとにインデックスを添付させること。

なお、提出した企画提案書について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

ア お宝マーケットの広報

- ・ターゲットの考え方
- ・実施方法、活用する広報媒体

- ・令和4年6月中旬の契約締結を前提とした、令和5年3月までの広報スケジュールを記載
 - イ お宝マーケットの利用促進に向けた取組の実施
 - ・キャンペーン内容
 - ・応募方法などの具体的な実施手法
 - ・実施にあたっての目標設定
 - ウ お宝マーケットのリーチ数増加に向けた取組の実施
 - ・取組内容、手法、実施時期
 - ・リーチ数の目標値
 - エ お宝マーケットの制作事業者及びお宝マーケットリンク先の運営事業者との調整
 - ・連携内容
 - オ 業務の実施体制
 - ・業務実施体制（実施責任者、担当者の役職、氏名）
 - ・業務に関連するその他の組織等との連携体制
 - カ 委託金額
 - ・見積書及び見積内訳書（指定様式による提出）
 - キ 提案事業者の概要
 - ・組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）
 - ・自社パンフレットでも可
 - ・過去3年間に類似業務を実施した実績がある場合は資料を添付
 - ク その他の提案
 - ・本企画提案をより効果的なものとする工夫があれば記載
 - ・その他アピールポイントについて
- (3) 見積書 8部（正本1部、副本7部）
- 見積書及び見積内訳書（第4号様式）は、以下の内容に留意し提出してください。
- ア 見積価格は、消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額の110分の100に相当する金額）としてください。
 - イ 見積価格は、本業務の履行に要するすべての経費を含め記載してください。

7 企画提案資料の提出期限及び提出先

- ア 提出期限 令和4年6月9日（木）12時まで（必着）
- イ 提出場所 下記21に示す所属
- ウ 提出方法 郵送又は持参

※ メール、FAXによる提出は不可とします。

※ 郵送の場合は、上記イまで電話連絡をお願いします。

8 最優秀提案者の選定・評価方法に関する事項

(1) 選定方法

本参加仕様書及び業務仕様書に基づき提出された企画提案書等について、別に設置する『オール三重！全力応援サイト』にかかる広報および利用促進実施業務委託企画提案コンペ選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、その内容の審査を行い、最優秀提案を1件選定します。

審査は、第1次審査（書類による適否審査）及び第2次審査（提案者によるプレゼンテーション）を実施するものとします。

（2）第1次審査（書類による適否審査）の実施

提出された企画提案書等の内容の書類審査を行います。第1次審査により、不適格とされた企画提案書等は、選定対象から除外し、第2次審査は行いません。

第1次審査の結果については、令和4年6月上旬に各提案者に対して文書にて通知します。なお、企画提案書等の提出件数が6件に満たない場合は、第1次審査を省略します。

（3）第2次審査（提案者によるプレゼンテーション）

第1次審査にて選定された企画提案書の審査を行うため、原則として以下のとおり提案者によるプレゼンテーションを実施します。

ア 実施日 令和4年6月14日（火）午前（予定）

イ 実施方法 WEB会議（zoom）（予定）

ウ その他

① プレゼンテーションは、提案者本人が行うものとします。ただし、事前に委任状（第2号様式）を提出し、代理人にプレゼンテーションについて委任しているときは、その代理人によるものとします。

② プレゼンテーションの詳細な時刻等については、別途調整のうえ、企画提案書等を提出した全ての者に電子メールにて連絡します。

③ 提案者によるプレゼンテーションは、選定委員会の質疑に対する応答を除き10分以内とします。

④ プレゼンテーションは、提出のあった企画提案書、見積書によるもののみとします。

（4）審査結果の通知

令和4年6月中旬に各提案者に対して文書にて通知

9 最優秀提案を選定するための評価基準に関する事項

以下の項目等により、企画提案書等を総合的に評価して選定します。

（1）企画性

- ・県産品の販売促進につながる魅力的なキャンペーン内容であるか。
- ・キャンペーンの運用方法について具体性のある提案となっているか。
- ・お宝マーケットのリーチ数増加に向けた効果的な取組提案がなされているか。

（2）戦略性

- ・事業目的を達成するために、県内外の消費者に向けて広く周知することが可能な内容となっているか。
- ・キャンペーンの実施やリーチ数増加に向けた取組に関して、具体的な目標設定がなされて

いるか。

- ・新型コロナウイルス感染症の状況などを踏まえた提案となっているか。

(3) 計画性

- ・(1) 及び (2) の展開を実施するにあたって、実施可能なスケジュールとなっているか。
- ・必要経費が適切に見積もられているか。

(4) 実施体制

- ・業務実施にかかる十分な業務受託体制となっているか。

10 最優秀提案者に提出を求める書類に関する事項

最優秀提案者にあつては、上記 8 (4) の通知を受けた後に、以下の書類を提出していただきます(ア及びイにあつては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出(提示可)ができない場合は、申立書を提出(FAX又はメール可)してください。)

(1) 提出書類

- ア 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- イ 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- ウ 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書(第5号様式)

(2) 提出期限 別途通知します。

(3) 提出場所 下記 21 に示す所属

(4) 提出方法 郵送又は持参

11 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 企画提案コンペに参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 提案者が当該企画提案コンペに対して2以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。(委任状による委任を受けている場合を除く)
- (4) 参加に際して事実と反する申込み又は提案などの不正行為があったとき。
- (5) 見積書の金額又は企画提案書もしくは見積書の重要な文字を訂正したとき。
- (6) 住所(所在地)、商号又は名称、押印を欠く見積書を提出したとき。
- (7) 重要な文字の誤脱、又は識別しがたい企画提案書又は見積書を提出したとき。
- (8) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
- (9) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

12 契約方法に関する事項

- (1) 当該業務を遂行できると三重県知事が判断した提案者であって、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」という。）第69条の規定により定めた予定価格の範囲内で、最も優れた提案を行った最優秀提案者と契約条件を協議のうえ、委託契約を締結します。契約協議が不調のときは、上記8により順位づけられた上位の者から順に契約締結の協議を行います。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
- また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するものを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。
- (3) 契約は、下記21に示す所属で行います。
- (4) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (5) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。
- なお、契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。また、契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。
- (6) 契約書の作成に要する費用は、受託者の負担とします。変更契約についても同様とします。

13 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

14 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

15 企画提案コンペ及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

16 個人情報取扱に関する罰則事項

個人情報を取り扱う場合、委託を受けた事務に従事している者もしくは従事していた者等に対

して、個人情報の取扱に係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので、留意してください。

17 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

18 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受託者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

19 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に順じ適切に対応するものとします。

20 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する経費は、提案者が負担するものとします。
- (2) 企画提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。
- (3) 企画提案書等提出された書類は、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）に基づき、情報公開の対象文書となります。
- (4) 企画提案書等提出された書類は、特別な事情がない限り再提出は認めません。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- (6) 当該企画提案コンペの参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、本参加仕様書等に基づき適正な企画提案を行わなければなりません。
- (7) 契約の相手方となった場合には、業務仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
- (8) その他必要な事項は、規則に規定するところによります。

21 企画提案コンペ・契約に関する事務を担当する課・班

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県雇用経済部県産品振興課 県産品販売促進班 伊藤、植村

電話：059-224-2336 、FAX：059-224-3024 、電子メール：syokusan@pref.mie.lg.jp